

十二月廿六日。豊臣秀吉、側室加賀殿に、明春高麗に渡海すべきことを告ぐ。

【前田文書】 金澤

二〇八一

かへす、はや、と御(服)給候。めでたくうれしく候。はるはいよ、申うけたまはり候べく候。

正月の御(高麗)ふく二かさね給候。ゆ、久しくとゆわい入候。はるはこうらいへ(高麗)こして、ことごとく申つけ、やがてがいぢん可申候ま、心やすく候べく候。ゆへいり候てから、いよ、そくさいのよし、なによりまんどくに候。このつるたかのつるにて候ま、一ハ進(羽)之候。せうくわん候べく候。まご四郎は、もそくさいのよし、めでたく候。めでたくかし。

十二月廿六日
十二月廿六日
かゞ殿
返事
大かう
かゞ殿
返事
大かう

(文中の孫四郎は尙前田利長なり。文祿二年正月廿九日の條参照。この消息は男爵前田直行氏の所藏に)

係る。

【原文書】

二〇八二

かへす、ちくぜん(筑前女房)にうぼうしゆよく候よし、まんどくに候。大り(内基)へ御禮にまいり候ま、五六日とうりういたしかへり可申候。かならず、あすのばんに御こしまち申候。このこも(小袖)じ、そもじへとちくぜん内みやげにこし候。かならず、御こし、しぜん事かつけ、御こし候はずともぜびなく候。我等、にあいにく候はずばむやうにて候。かし。

これより申まいらせ候はんとおぼしめし候ところへ、におち給候。うれしくおもひまいらせ候。こ、ほど大く(奥)に我等い申こころ候間、あすのばんに御こし候べく候。久しくあい不申候ま、さて、申候。そなたへ参たく候へども、じゆらくやしきまわりゑいき候事なり不申、こ、ほどへこし候事さい、大まんどころの事おもひ候てめいわく候。ちくぜん内わづらい心もとなく候へば、すこしよ

く候よしまんどくに候。かし。

十七日

おまあ

大かう

【石崎文書】

二〇八三

かへす、心もとなく候ま、一ふで申候。返事にうけ給候べく候。

わづらいよく候よし申候ま、うりはた又ふなあそびにこし候間、ゆさんながらそもじもこし候へと申候へば、きあいあしくよしうけ給候。心もとなく候。やうじやうせんにて候。すこしもよく候はど御出候べく候。かし。

おまあへ
まゐる

大かう

(第二通及び第三通は、年次不詳なるを以てこゝに合叙す。但し第二通に大政所薨去のことを言へば、文祿元年七月その事ありし後秀吉歸洛し、九月十八日参内したるが故に、その時のものなるかも知ら

す。又第三通は小出秀政生母おとらに宛て同じ事をいひて、十五日に瓜畑・舟遊をなす由見ゆれども、その年月を明らかにせず。

文祿二年

癸巳

紀元二二五三

正月三日。前田利家名護屋より、在能登の三輪吉宗等に、豊臣秀吉渡海の期定まりたるを以て、急に準備の爲大坂に上るべきを命ず。

【三輪文書】

二〇八四

尚々かこの事、能登・かゞ・越中三ヶ國へ可申付候。以て、來三月御渡海相定ニ付て、船など調として、大坂へ逸兵(山崎)へ、小右衛門尉を遣候。然者種善坊、其方兩人早々大坂へ越候て、用の事共相調可越候。此書付参看次第、はや其地を出候はでは用立間敷候。其心得専用候。

一、つな、いかり、かこの事、船五そう分わり付可給由、五郎兵へ一書にて遣候。喜右衛門尉・大井久兵衛など、早